

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和5年1月4日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
76	有限会社小倉ポンプ工業	千葉県長生郡 長南町長南1235番地	小倉 章男	有限会社小倉ポンプ 工業	千葉県長生郡 長南町長南1235番地	令和4年12月31日

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和5年2月16日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
172	片岡設備	千葉県長生郡白子町 牛込3893番地7	片岡 武志	片岡設備	千葉県長生郡白子町 牛込3893番地7	令和4年12月31日